

第4回 議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会

日時 令和4年6月27日(月)

13:00～

場所 議会会議室

1 開 会

2 協 議

議員による不当要求行為の再発防止策等について

3 次回の開催について

4 その他

市議からの要望等に係る要望者の取扱いについて

1 現行の取扱い

- ・市議からの要望等 ⇒ 「公職者等」に区分
- ・自治会長等（市議含む） ⇒ 「法人 その他の団体（以下「法人等」という。）」に区分

2 議会側の主な意見

- ・議員による不当要求行為の再発防止策に取り組む中で、議員とそれ以外の肩書（自治会をはじめとする各種団体の役員、企業の役員など）による要望について、異なる処理をすべきでない。
- ・議員からの要望等は、他の肩書にとられることなく、すべて議員要望として取り扱うべき。

3 本市の考え方

- ・市議による実質的な影響力が見られる要望記録については、肩書に関係なく、全てを庁内審議会の審議の対象とする。

（例）市議が同席した要望、市議からの伝言を受けた要望、市議の名刺を提示された要望など

4 取扱い分類（案）

（1）既に実施している再発防止策

項目	試案	議員としての要望	団体の代表者(自治会長等)としての要望
庁内審議会	議員適用	・全件 ⇒ 審議対象	・全件 ⇒ 対象外(原則)
職員倫理課の合議	議員適用	・全件 ⇒ 合議対象	・全件 ⇒ 対象外
決裁権者	議員適用	・要望記録 ⇒ 所管局長 ・不当要求行為 ⇒ 任命権者	・要望記録 ⇒ 原則、所管課長 ・不当要求行為 ⇒ 原則、所管局長
市長への報告	議員適用	・全件 ⇒ 報告	・全件 ⇒ 対象外
警告書の発出	法人適用	・警告書 ⇒ 必ず、発出	・警告書 ⇒ 必要に応じ、発出
運用状況の公表	法人適用	・区分 ⇒ 公職者等	・区分 ⇒ 「法人その他の団体」

（2）協議中の再発防止策

項目	試案	議員としての要望	団体の代表者(自治会長等)としての要望
事前予約制度	法人適用	・事前予約 ⇒ 対象	・事前予約 ⇒ 対象外(原則)
全件録音制度	法人適用	・全件録音 ⇒ 対象	・全件録音 ⇒ 対象外(原則)

（3）その他（職員倫理条例以外）

項目	試案	議員としての要望	団体の代表者(自治会長等)としての要望
個人情報保護制度に基づく目的外利用 個人情報保護条例第9条	共通適用	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用 ⇒ 本人の同意があれば可 ・ " ⇒ 議会議員の政治倫理条例等の改正があれば可 ※ただし、議員が団体の代表者である場合に限る ・不開示情報 ⇒ 不開示部分を黒塗り（開示請求者以外の個人情報など） 	
情報公開制度に基づく公文書公開 情報公開条例第7条第1号	法人適用	<ul style="list-style-type: none"> ・議員としての職務遂行に係る個人情報、非公開情報の例外規定に該当するため公開 ・公開の対象は「氏名」及び「議員活動の内容」に係る部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の代表者（自治会長等）の活動等に係る個人情報は、議員としての職務遂行に係る個人情報ではないので、非公開情報に該当し、非公開 ・原則、氏名及び活動内容 ⇒ 非公開